

# 本号で公布された 法令のあらまし

ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力隊の設置等に関する政令（政令第一〇〇号）（総理府本府）

## 1 国際平和協力隊の設置

(一) 国際平和協力本部に、ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける国際的な選挙監視活動のため、選挙の公正な執行の監視及びその管理に係る国際平和協力業務等を行う組織として、平成十二年四月二〇日までの間、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力隊（以下、「協力隊」という。）を置くこととした。（第一条 第一項関係）

## 2 国際平和協力本部長は、協力隊の隊員のうち一人を隊長として指名することとした。（第一条第二項関係）

(一) 協力隊の隊員に、ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける国際平和協力業務に従事した日一日につき、一万二、〇〇〇円から四、〇〇〇円までの間で三段階に分けて国際平和協力手当を支給することとした。（第二条 第一項、第二項及び別表関係）

## 3 国際平和協力手当の支給に関しては、一般職の職員に給与に関する法律に基づく特殊勤務手当の支給の例によることとした。（第二条 第三項関係）

(一) この政令は、公布の日から施行することとした。（附則）

(二) 旧ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力隊の設置等に関する政令は、廃止することとした。（附則第二項関係）

# 政 令

ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力隊の設置等に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十二年三月二十七日

内閣総理大臣 小淵 恵三

政令第百号

ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力隊の設置等に関する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項、第十六条第二項及び第十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

## （国際平和協力隊の設置）

第一条 国際平和協力本部に、ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける国際的な選挙監視活動のため、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下、「法」という。）第三条第三号トに掲げる業務に係る国際平和協力業務及び法第四条第二項第三号に掲げる事務を行う組織として、平成十二年四月二十日までの間、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力隊（以下、「協力隊」という。）を置く。

第二条 国際平和協力本部長は、協力隊の隊員のうち一人を隊長として指名し、国際平和協力本部長の定めるところにより隊務を掌理させる。

## （国際平和協力手当）

第二条 ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける国際的な選挙監視活動のために実施される国際平和協力業務に従事する協力隊の隊員に、この条の定めるところに従い、法第十六条第一項に規定する国際平和協力手当（以下、「手当」という。）を支給する。

2 手当は、国際平和協力業務に従事した日一日につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

3 前項に定めるもののほか、手当の支給に関しては、一般職の職員に給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づく特殊勤務手当の支給の例による。

第三条 協力隊の隊員の法第十九条に規定する定員は、八人とする。

## 附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。  
2 ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成十年政令第二百九十四号）は、廃止する。（第一条関係）

ボスニア・ヘルツェゴヴィナ内の地域（二の項に規定する地域を除く） において業務を行う場合 （三の項に規定する場合を除く）	一万二千元
--	-------

# 省 令

# 令

○文部省令第二十一号  
教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第三条の二、第五条、第六条、第十六条の二及び第十七条の規定に基づき、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成十二年三月二十七日  
文部大臣 中曽根弘文

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令  
（教育職員免許法施行規則の一部改正）  
第一条 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。  
第九条の表中、「緊急処置」を、「救急処置」に改める。  
第十一条第一項の表備考第四号中、「教科に関する科目十単位」を、「教科に関する科目四単位及び教職に関する科目六単位」に改める。

第三十条中、「受けようとするときは」の下に、「その設置者は」を加え、当該設置者が法人の場合にあつては「を削り」、都道府県知事を経由して、当該設置者が地方公共団体の場合にあつては、指導と承認を受けようとする大学を経由して、を削る。  
第六十三条、第六十三条の二、第六十五条の二及び第六十五条の六中、「養護訓練」を、「自立活動」に改める。

第六十五条の八中、「学校教育法施行規則第二十五条に規定する小学校学習指導要領、同令第五十四条の二に規定する中学校学習指導要領、同令第五十七条の二に規定する高等学校学習指導要領」を、「学校教育法施行規則第二十四条第一項、第五十三条第一項、第七十三条の七、第七十三条の八第一項並びに第七十三条の九に規定する道徳の一部、同令第二十四条第一項、第五十三条第一項、第五十七条、第七十三条の七、第七十三条の八第一項並びに第七十三条の九に規定する総合的な学習の時間の一部並びに同令第二十五条に規定する小学校学習指導要領」に改める。

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄
少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）による少年院	授業を担当した課程に応じ、小学校、中学校又は高等学校	法務大臣
海外に在留する邦人のための在外教育施設で、文部大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程を有するものとして認定したもの	授業を担当した課程に応じ、小学校、中学校又は高等学校	文部大臣

ボスニア・ヘルツェゴヴィナ内の地域（二の項に規定する地域を除く） において業務を行う場合 （三の項に規定する場合を除く）	ボスニア・ヘルツェゴヴィナ内の地域において派遣先国の政府その他の関係機関との間及び二の項に規定する業務との間の連絡調整に係る業務を行う場合	八千元	四千元
--	---	-----	-----

内閣総理大臣 小淵 恵三  
外務大臣臨時代理 青木 幹雄  
文部大臣 中曽根弘文